

1 埼玉県生活環境保全条例に基づく化学物質管理制度及び対象物質の制定経緯

資料5

1 PRTR法と県条例の概要

PRTR法（化学物質管理促進法）

埼玉県生活環境保全条例

指定化学物質562物質

特定化学物質606物質

第一種指定化学物質

462物質

第二種指定化学物質

100物質

条例施行規則で定める物質
44物質

対象化学物質

排出量・移動量を届出（第一種のみ）

取扱量を報告

届出・報告の対象事業者

- ・第一種指定化学物質ごとに取扱い量1トン以上
- ・特定第一種指定化学物質※は取扱い量0.5トン以上
- ・取扱い量に関係なく届出を要する施設（特別要件施設）
ダクト類対策特措法 特定施設
廃棄物処理法 最終処分場
下水道法 終末処理施設
など

- ・特定化学物質ごとに取扱い量0.5トン以上
- 取扱量を報告した事業者は、事業所ごとに、
- ・特定化学物質適正管理手順書作成、提出
 - ・環境負荷低減主任者の選任、届出

※特定第一種指定化学物質
人に対して発がん性等があると評価されている第一種指定化学物質

対象24業種・従業員21人以上

義務等

- ① 適正な管理
- ② SDS（安全データシート）の整備、提供
- ③ 取扱状況を把握するための購入量・使用量等の記録

2 県条例の独自物質選定の経緯

県条例の特定化学物質のうち独自物質（定義）

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのあるもの

【H13年度（条例制定時：64物質）】

- ①埼玉県化学物質環境安全管理指針の特定物質
 - ②有害大気汚染物質旧優先取組物質
 - ③SPEED'98で内分泌かく乱作用が疑われる物質
- 上記のうちPRTR法対象外の物質（①は年間取扱い量50kg以上）

【H20年度（法改正時の見直し：64→39物質）】

- ①条例制定時の対象物質をスクリーニング調査（取扱い量報告、製造データ等）
 - ②文献調査（国内外の環境法令等の対象物質）
- ①で報告・製造データなしを削除、②で発がんありを追加

【H25年度（前年の水質事故を受け見直し：39→44物質）】

事故原因物質及び同様の性状を有する物質を追加

PRTR法の指定化学物質

- ①人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある物質（有害性の判断）
発がん性、変異原性、経口慢性毒性、吸入慢性毒性、感作性、作業環境許容濃度、生殖発生毒性、生体毒性など
- ②自然的作用による化学的变化で容易に生成する物質が①に該当
- ③オゾン層破壊物質

3 埼玉県化学物質対策専門委員会での意見（H28.3月）

- 従来のような文献調査を網羅的に行うのは、効率と有効性から考えて諦める方がいい。
- 他自治体の選定方法についても調査すべき。

2 県条例に基づく化学物質管理制度の対象物質の見直しについて

1 他自治体の選定方法

- 東京都** 条例の有害化学物質に係る規制対象物質のうち法対象外物質
大阪府 条例の有害化学物質に係る規制対象物質及びVOC使用量上位100物質(環境省公表)のうち法対象外物質

2 見直しの方針

埼玉県の独自物質の追加基準・削除基準 (案)

追加基準

- ① ばい煙に係る人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質 (条例49条1項ハ)
- ② 有害大気汚染物質 (条例49条4号)
- ③ 汚水等に係る人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質 (条例49条5号イ)
- ④ 特定有害物質: 水・土壌 (条例76条)
- ⑤ 事故時の措置に係る物質 (条例109条1項)
- ⑥ 県民の健康及び安全かつ快適な生活を損なう又は損なうおそれがあった事件・事故等原因物質及びその関連物質並びにそのおそれがある物質

下線は他自治体の選定と異なる基準

削除基準

- ① 関係法令の改正等により報告を求める必要がなくなった物質
- ② 追加基準の①～⑤でなくなった物質

※ P R T R法の対象物質見直しの際、有害性に係る最新の知見や環境中への排出量、製造量等の調査が実施されており、その結果を基に必要とされた物質が対象物質に選定されている。
このため、別途、県独自での有害性等の調査は実施しない。

3 追加候補物質 (案) ・削除候補物質 (案)

追加候補物質 (案)

なし

削除候補物質 (案)

- ①塩化水素 (塩酸を含む)
- ②ふっ素
- ③ふっ化珪素
- ④ふっ素化合物 (ふっ化水素及びその水溶性塩とふっ化珪素を除く)
- ⑤窒素酸化物
- ⑥有機砒素化合物
- ⑦シアン化合物
(無機シアン化合物のうち錯塩及びシアン酸塩と有機シアン化合物)
- ⑧パラチオン
- ⑨メチルパラチオン
- ⑩メチルジメトン
- ⑪ほう素
- ⑫アンモニウム化合物
- ⑬亜硝酸化合物
- ⑭硝酸化合物
- ⑮黄燐
- ⑯ホスゲン

4 見直し後の独自物質 (案) 【14物質】

() 内の数字は条例の現物質番号

- ①アンモニア (アンモニア水を含む。) (2)
- ②塩素(6)
- ③クロルスルホン酸 (8)
- ④五塩化りん (12)
- ⑤三塩化りん (13)
- ⑥ジメチルアミノエタノール (17)
- ⑦N, N-ジメチルエチルアミン (18)
- ⑧1, 1-ジメチルグアニジン (19)
- ⑨テトラメチルエチレンジアミン (25)
- ⑩二酸化硫黄 (燃焼生成物を除く。) (27)
- ⑪メタノール (35)
- ⑫硫化水素 (40)
- ⑬硫酸 (三酸化硫黄を含む。) (41)
- ⑭りん化水素 (別名ホスフィン) (43)

3 独自物質の見直し（案）の概要

（数字は物質数を示している）

< 現行（44） >

① 新たにPRTR法対象となる 9物質
② 追加基準に当てはまらない 18物質
③ 過去、PRTR法選定時に除外された 3物質
10物質
事故等の原因・関連物質等である 4物質

< 条例の他の規制対象物質（68） >
（追加対象物質）

同左 3物質
既に条例独自物質である 10物質
③ 過去PRTR法・条例選定時に除外された 10物質 （法選定時の考え方を理由に除外した3物質含む）
④ 既にPRTR法対象物質である 42物質
⑤ 現在使用禁止である 2物質
⑥ 現在使用実態なしと推定される 1物質

< 見直し後の独自物質（14） >

見直し後の対象物質 14物質

4 法令改正（対象物質の見直し）のスケジュール

日付	国（P R T R法）	県（生活環境保全条例）
R 2 年度	7月 中央環境審議会答申案 公表	
	8～9月 中央環境審議会答申	
	9～10月 改正施行令案 パブリックコメント	9/3 埼玉県化学物質対策専門委員会 開催
		10月中旬 県民コメント（1か月間実施）
	（年内）改正施行令 公布	1月 改正施行規則公布 県民コメントの結果公表
		2月 埼玉県環境審議会で報告 2月 条例改正（県議会2月定例会） ・R3年度の把握及び R4年度の報告の原始附則追加
R 4 年度	4/1 改正施行令 施行 ・新対象物質の排出量等把握開始	4/1 改正施行規則 施行 ・新対象物質の取扱量把握開始
R 5 年度	4/1 新対象物質の届出開始	4/1 新対象物質の報告開始